

(平成22年6月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

茨城国民年金 事案 1027

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで
20 歳以前より両親が経営する会社に勤務しており、20 歳を機に、当時、同居していた母親が、国民年金の加入手続を行い、市役所か郵便局において、両親の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていた。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は申立期間以外の国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、前の満 20 歳加入者の国民年金手帳記号番号及び直後の加入者の納付日から、昭和 63 年 12 月 13 日から平成元年 4 月 26 日までの間と考えられ、この時点で申立期間の保険料は現年度納付が可能であり、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、申立人の母が納付したと主張しているところ、当時、同居していた申立人の両親は、申立期間の保険料をすべて納付している。

加えて、申立人は、申立期間以降、国民年金と厚生年金保険との切替手続を適正に行い、各被保険者期間の保険料をすべて納付している事実が確認できることから、年金に対する意識が高かったと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年2月28日から同年3月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における被保険者資格喪失日が、平成13年2月28日である旨の回答を受けた。

私は、平成13年2月28日までA社に勤務しており、当該資格喪失日は同年3月1日であるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録は、資格取得日が平成7年4月1日、離職日が13年2月28日である旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間中に同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人についてA社の申立期間当時の事業主に照会したところ、退職日は平成13年2月28日で間違いない旨のほか、申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していた旨の回答が得られたことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成13年1月のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、本来、申立人の資格喪失日を平成 13 年 3 月 1 日とすべきところ、誤って同年 2 月 28 日で届け出てしまった旨の証言が得られたことから、事業主は同日を被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月26日から40年7月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和38年6月26日から40年7月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。
しかし、私は、A社において、B品の営業職として、昭和40年7月ごろまで勤務していたと記憶している。
このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店の申立期間当時の代表取締役にも照会したところ、同社は、昭和38年5月末に、手形の不渡りを出し、事実上倒産したことのほか、申立人が、同年6月末ごろまで残務整理を行った後、退職したことを記憶している旨の回答が得られた。

また、A社C支店及び同社の関連会社であるD社の申立期間当時の事務担当者に照会したところ、前述の証言に加えて、A社が、昭和38年5月末に、事実上倒産したことから、以後、同社における被保険者資格を有していた者はいないとしているほか、同年6月以降、申立人が同社の関連会社であるD社における厚生年金保険被保険者資格を有していないということであれば、申立人は、自身の都合で厚生年金保険に加入していなかったか、あるいは、同社に入社せず、A社の残務処理後、退職したと思われる旨の証言が得られた。このほか、当該事務担当者から、A社が倒産した後、申立人が主張するB品業務はできなかったと思う旨の証言が得られた。

さらに、A社C支店に勤務していた者のうち、連絡先が判明した4人(申

立人が名前を挙げた同僚1人を含む。)に照会したところ、全員から回答が得られたものの、そのうちの3人は申立人の名前に記憶が無いとしており、申立期間当時の申立人の勤務状況等について証言を得ることはできなかった。

加えて、上記回答があった同僚4人のうち、申立人と同様に昭和38年6月26日にA社C支店における厚生年金保険被保険者資格を喪失している1人から、自身は、同年10月1日に同社の関連会社であるE社における被保険者資格を取得するまで、A社C支店に継続して勤務していたが、申立人と一緒に勤務した期間は1年程度であり、その後異動したため、申立期間当時の申立人の勤務状況等については不明である旨の回答が得られた。

また、申立期間に係るA社C支店及びD社並びにE社における厚生年金保険(事業所別)被保険者原票綴には、申立人の原票は見当たらないほか、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考える。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月 1 日から 56 年 7 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 49 年 2 月 1 日から 56 年 7 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

A社には、昭和 45 年 2 月 1 日から継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人が、A社において、昭和 49 年 2 月 1 日に雇用保険被保険者資格を取得し、57 年 6 月 14 日に離職した記録がある旨の回答が得られたことから、申立期間に、同社に勤務していたことは確認できる。

一方、申立期間当時、A社に勤務していた者 6 人（申立人が名前を挙げた者 4 人を含む。）に照会したところ、5 人から回答が得られ、そのうちの 4 人からは、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言を得ることができなかったものの、残る 1 人から、申立人は、結婚（昭和 48 年 10 月 * 日婚姻）後、夫の扶養家族になり、正社員からパートになった旨の証言が得られた。

また、申立期間当時の事務担当者に照会したところ、標準報酬月額等を毎年定期的に賃金台帳と突合していたので、被保険者資格届出の要否について間違いがあれば気づくはずであり、厚生年金保険の取扱いについて間違いは無かったと思う旨の証言が得られた。

さらに、B健康保険組合に照会したところ、申立期間当時の書類が無く、申立人については確認できない旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された

事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から30年8月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和29年4月1日から30年8月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和29年3月に大学を卒業した後、同年4月にA社に入社し、同社B部に配属され、Cの担当をしていた。病気により退職するまでA社に勤務していたことは間違いない。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

閉鎖商業登記簿本によれば、A社は昭和54年12月2日に解散している上、申立期間当時の事業主も既に他界しているため、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言を得ることはできない。

また、申立期間に勤務していた者10人に照会したところ、6人から回答が得られ、全員から、申立人について記憶していない旨の回答が得られたほか、そのうちの1人から、A社B部に配属された者は、同社と同じ社屋内にあったD社に出向のような形で派遣されていた旨の証言が得られたことから、同社の厚生年金保険の適用についてオンライン記録により調査したところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは、申立期間後の昭和31年6月1日であることが確認できる。

さらに、申立期間に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された

事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 24 日から 44 年 1 月 1 日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間について、昭和 44 年 3 月 28 日に脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 43 年から 49 年までに被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給資格がある女性 56 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、30 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 28 人が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、支給記録がある元同僚のうち連絡先が判明した 2 人に照会したところ、1 人から、申立期間当時は、退職と同時に厚生年金保険を事業主により自動的に脱退させられていた旨の証言が得られたことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す記録があるとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 1 日から 48 年 4 月 5 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた期間のうち、試用期間(昭和 46 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間)を除く、昭和 46 年 10 月 1 日から 48 年 4 月 5 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、息子(次男)が生まれる 1 年前の昭和 46 年*月に、A社B工場に入社し、試用期間後の同年 10 月から、正社員に登用され、社会保険についても加入する旨の説明があり、同年 10 月の給与から健康保険料及び厚生年金保険料が控除されていたことを記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社B工場に勤務していた同僚 7 人及び申立人が名前を挙げた同僚 4 人の合計 11 人に照会したところ、10 人から回答が得られたものの、そのうち 3 人は、申立人が同事業所に勤務していたことは記憶しているが、勤務期間については分からない旨の回答であり、また、その他の者は、いずれも、申立人が勤務していたことを記憶していない旨の回答であったことから、当時の申立人の勤務状況等について具体的な証言を得ることができなかった。

また、申立期間当時の事業主及び取締役 3 人に照会したところ、全員から回答が得られたものの、A社は、平成 11 年に事業所を閉鎖しており、当時の資料が残存していないため、当時の状況については不明である旨の回答が得られた。

さらに、申立期間当時、A社B工場において、社会保険関係の事務を担当していた者に照会したものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入について、具体的な証言が得られなかった。

加えて、A社B工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によ

り、申立人は昭和 48 年 4 月 5 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、また、同社に係る申立人の原票は当該原票のみであるほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票綴には、健康保険整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。